

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

浦安市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

浦安市長

公表日

令和7年9月22日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ⑨生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携 <支払基金への委託> ①医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等
③システムの名称	①生活保護システム ②統合連携DBサーバ ③団体内統合宛名システム ④中間サーバーGW ⑤中間サーバー ⑥生活保護システム統合専用端末 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)被保護者ファイル
(2)統合連携DBファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第2項 別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第5号 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報保護委員会規則で定められたもの (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・主務省令第2条の表の第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる以下の項 13、14、18、20、37、40、42、48、49、53、59、63、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、155、161、162 <情報照会の根拠> ・主務省令表第2条の表の42項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号279－8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市総務部法務文書課(情報公開室)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号279－8501 千葉県浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市福祉部社会福祉課 電話番号 047－351－1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年9月22日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年9月22日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバーを取扱う際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	生活保護システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成23年8月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	情報公開コーナー	情報公開室	事後	
平成23年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.50.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55条) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26条の4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	事前	
平成23年7月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26条の4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26条の4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59条の2.59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	事前	番号法及び別表第2主務省令の一部改正に伴う規定の整備による変更となるため、重要な変更には該当しない。
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部社会福祉課	福祉部社会福祉課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 植草 工	社会福祉課長	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務課	法務文書課	事後	
令和1年6月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部社会福祉課	福祉部社会福祉課	事後	
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年1月31日 時点	平成31年1月31日 時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和1年6月28日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更のため
令和2年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26条の4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59条の2.59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26条の4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59条の2.59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	事後	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年11月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いて以下の事務を取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。)に基づき、特定個人情報を用いて以下の事務で取り扱う。 ①生活保護の決定及び実施 ②生活保護の申請の受理 ③生活保護の申請に係る事実についての審査 ④職権による生活保護の開始若しくは変更 ⑤生活保護の停止若しくは廃止 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収 ⑧就労自立給付金の申請の受理 ＜支払基金への委託＞ ①医療保険者等向け中間サーバー等における資料管理 ②医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務 ③医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等	事前	
令和2年11月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②システムの名称	①生活保護システム ②統合連携DBサーバー ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー-GW ⑤中間サーバー	①生活保護システム ②統合連携DBサーバー ③団体内統合宛名システム ④中間サーバー-GW ⑤中間サーバー ⑥生活保護システム統合専用端末 ⑦医療保険者等向け中間サーバー等	事前	
令和2年11月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和5年10月20日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年11月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年1月31日時点	令和5年10月20日時点	事後	評価再実施に伴う変更
令和2年9月22日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表一 15の項 番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日命令第5号)第15条	・番号法第9条第2項 別表の23の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条 ・番号法第19条第5号 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報保護委員会規則で定められたもの (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・主務省令第2条の表の第3項(「情報提供者」が「都道府県知事等」の項のうち、第4項(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる以下の項) 13. 14. 18. 20. 37. 40. 42. 48. 49. 53. 59. 63. 74. 75. 76. 86. 87. 89. 96. 125. 126. 132. 141. 144. 155. 161. 162 (情報照会の根拠) ・主務省令第2条の表の42項	事前	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年9月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) (9.10.14.16.20.21.24.26.27.28.30.31.38.50.53.54.61.62.64.70.87.80.84.104.106.108.116.120の項) (別表第二における情報照会の根拠) (26の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日命令第7号) (別表第二における情報提供の根拠) (8.9.11.12.14.17.19.20.21.22.24.26条の4.27.28.32.33.35.39.44.47.52.53.55.59条の2.59条の3) (別表第二における情報照会の根拠) (19条)	・番号法第19条第5号 ・番号法第19条第8号及び主務省令第2条の表 ・番号法第19条第9号に基づく特定個人情報保護委員会規則で定められたもの (主務省令第2条の表における情報提供の根拠) ・主務省令第2条の表の第3項(「情報提供者」が「都道府県知事等」の項のうち、第4項(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる以下の項) 13. 14. 18. 20. 37. 40. 42. 48. 49. 53. 59. 63. 74. 75. 76. 86. 87. 89. 96. 125. 126. 132. 141. 144. 155. 161. 162 (情報照会の根拠) ・主務省令第2条の表の42項	事前	番号法の一部改正に伴う変更になるため、重要な変更には該当しない。
令和2年9月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	令和7年9月22日 時点	事前	
令和2年9月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年10月20日 時点	令和7年9月22日 時点	事前	
令和2年9月22日	IVリスク対策 6. 人手を介在させる作業		追加	事前	様式変更のため
令和2年9月22日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		追加	事前	様式変更のため